改　24bis　静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ての使用再開の日付は、以下に規定する90日間の開始日でなければならない。静止衛星軌道の宇宙局の周波数の割当ては、その周波数割当てを送信又は受信する能力を有する静止衛星軌道の宇宙局が、90日間継続して、通告された軌道位置に配置され保持される場合に、使用が再開されたものとみなす。通告主管庁は90日間の最終日から30日以内に無線通信局に通知しなければならない。決議第40(WRC-15)が適用される。

改　5.2.11　第一地域及び第三地域のリストにある登録周波数割当ての使用が、上記5.2.10の適用によって生じる停止期間以内に再開されない場合、割当てに4.1.26又は4.1.27が適用される場合を除き、無線通信局は国際周波数登録原簿及びリストから割当てを取り消さなければならない。

5.3　登録原簿の記入事項の削除

改　5.3.1　通告された周波数の割当てで第４条の手続が適用になり 5.2.7 によって暫定的に記録されたものは、いずれも第４条の 4.1.3 、4.1.3bis、4.2.6 又は 4.2.6bis によって定められている期間が終了するまでには使用が開始されなければならない。5.2.7 によって 暫定的に記録されたその他の周波数割当ては、いずれも通告に特定されている期日までに使用が開始される。無線通信局は、通告主管庁から 5.2.8 によって割当ての使用開始を通知されない限りは、通告されている使用開始の日又は第４条の 4.1.3、4.1.3bis、4.2.6 若しくは 4.2.6bis によって定められている規制期間の終了時のうち適切な方の 15 日前までに、規制期間内に割当ての使用が開始されていることの確認を求める照会状を送る。無線通信局は、通告された使用開始の日又は第４条の 4.1.3 、4.1.3bis、4.2.6 若しくは 4.2.6bis によって定められている期間のうち適切な方の後 30 日以内に確認を受領しなかった時には、登録原簿への記載を取り消す。

改　第７条　17.3-18.1GHz の周波数帯における第一地域並びに 17.7-18.1GHz の周波数帯における第二地域及び第三地域の固定衛星業務（宇宙から地球）の局、17.8-18.1GHz の周波数帯における第二地域の固定衛星業務（地球から宇宙）の局、放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の 14.5-14.75GHz の周波数帯における決議第 163(WRC-15)に掲げる国及び 14.5-14.8GHz の周波数帯における決議第 164(WRC-15)に掲げる国の固定衛星業務（地球から宇宙）の局並びに 17.3-17.8GHz の周波数帯における第二地域の放送衛星業務の局に対する周波数割当てに関して、第一地域及び第三地域の 14.5-14.8GHz 及び 17.3-18.1GHz の周波数帯又は第二地域の 17.3-17.8GHz の周波数帯における放送衛星局のためのフィーダリンクに対する周波数割当てが関係する場合の調整、通告及び国際周波数登録原簿への記録 [28]

改　第Ⅰ節　－　固定衛星業務の送信宇宙局若しくは地球局又は放送衛星業務の送信宇宙局の BSS フィーダリンクに対する割当ての調整

7.1　第 9.7 号 [29] の規定並びに第９条及び第 11 条の関連規定は、17.3-18.1GHz の周波数帯における第一地域の固定衛星業務の送信宇宙局、17.7-18.1GHz の周波数帯における第二地域及び第三地域の固定衛星業務の送信宇宙局、17.8-18.1GHz の周波数帯における第二地域の固定衛星業務の送信地球局、放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の 14.5-14.75GHz の周波数帯における決議第 163(WRC-15)に掲げる国及び 14.5-14.8GHz の周波数帯における決議第 164(WRC-15)に掲げる国の固定衛星業務の送信地球局並びに 17.3-17.8GHz の周波数帯における第二地域の放送衛星業務の送信宇宙局に適用することができる。

7.2　第 7.1 節で述べた手続の適用に当たっては、付録第５号の規定は以下に置き換えられる。

7.2.1　次の周波数割当てを考慮する。

a)　付録第 30A 号の適切な地域プランと適合する割当て

b)　第一地域及び第三地域リストに含まれる割当て

c)　第４条の手続が 4.1.3 又は 4.2.6 の規定に基づき付録第４号の完全な情報が受領日の時点で開始された割当て

7.2.2　適用する基準は、本付録第４附属書に定めたものとする。

追　7.2bis　放送衛星業務用フィーダリンク用途以外の 14.5-14.75GHz の周波数帯における決議第 163(WRC-15)に掲げる国及び 14.5-14.8GHz の周波数帯における決議第 164(WRC-15)に掲げる国の FSS への周波数割当てに関する 7.1 で規定する手続を適用するにあたり、第 11.41 号の規定は次に示す規定に置き換えられる。第 11.41.2 号は引き続き適用される。

追　7.2bis.1　第 11.38 号に基づく通告が返送された後、通告主管庁が通告を再提出して再検討を主張し、不可の判定の根拠となった割当てが、第一地域及び第三地域プランの割当てでもなく、第一地域及び第三地域のフィーダリンクリストの確定した登録の割当て又は確定した登録に関する 4.1.12 に基づき、第 9.30 号に従いこの通告を提出した日までに受領した付録第 4 号の完全な情報に係る割当てでもない場合は、無線通信局は、無線通信局は不可の判定の根拠となった割当てが登録されている第一地域及び第三地域に許容不可能な混信を生じた場合に、固定衛星業務の通告主管庁が直ちにこの許容できない混信を除去するとした公約が再提出の中に伴っていることを条件として、国際周波数登録原簿にその割当てを追記し、不可の判定の根拠となった割当てを有する主管庁をその中で示す（第 11.42 号も参照）。

第 9A 条　第一地域及び第三地域の 14.5-14.8GHz 及び 17.3-18.1GHz の周波数帯での固定衛星業務における放送衛星業務のためのフィーダリンクプラン

改　9A.1　プランの欄見出し

欄１　通告主管庁識別子

欄２　ビーム識別子（通常、欄２は国際周波数表の序文の表 B1 から引用される国家又は地理的区域を示す識別子とそれに続いて業務区域を示す識別子を含んでいる。）

欄３　公称軌道位置。グリニッジ子午線からの経度であって、百分の一度単位で表したもの（負の値はグリニッジ子午線から西の経度を示し、正の値はグリニッジ子午線から東の経度を示す。）。

欄４　ビーム軸の地球との公称交差位置（非楕円ビームの場合は、公称照準点又は目標点）。百分の一度単位で表した経度及び緯度。

欄５　宇宙局受信アンテナ特性（楕円ビーム）。この欄は、百分の一度単位で表した、電力半値ビーム幅と楕円の交点の長軸、短軸、及び長軸の回転角にそれぞれ相当する３つの数値を含んでいる。楕円の回転角は、次のとおりに決定される。楕円の長軸の方向は、ビーム軸に直行する平面において、赤道面に平行な直線から楕円の長軸まで最も近い角度で反時計回りに測定したものとされる。

受信宇宙局（フィーダリンク）アンテナのアンテナパターンに使われたコードは以下のように定義される。

R13RSS	第３附属書の図B（曲線A、B、及びC）及び第3.7.3節
R123FR	第３附属書の図C及び第3.7.3節
MODRSS	第３附属書の図B（曲線A’、B’、及びC）及び第3.7.3節（ITU-R勧告BO.1296）

“宇宙局受信アンテナパターンコード”の欄が空白の場合は、必要なアンテナパターンは、主管庁から提出された成形ビームデータが提供される。これらのデータは欄７に記録される。特定の成形ビームは、欄１、欄７及び欄 14 の組み合わせで識別される。このような場合、最大交差偏波等方利得は欄８“交差偏波等方利得”欄で与えられる。“宇宙局送信アンテナパ